

3 その他の注意事項

- (1) 税務署へ提出する「退職所得の源泉徴収票」のうち、日本と情報交換の規定を有する租税条約を締結している各国（4ページ【表1】参照）に住所（居所）がある者の「退職所得の源泉徴収票」については、同じものを2枚提出してください。
- (2) 特別徴収票の提出先は、受給者の平成16年1月1日現在の住所地の市区町村です。
- (3) 「退職所得の源泉徴収票」の提出期限は退職後1か月以内ですが、取りまとめて、平成17年1月31日までに提出しても差し支えありません。
なお、「退職所得の特別徴収票」の提出期限は、退職後1か月以内です。
- (4) 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の作成
「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は同じ様式ですので、税務署や市区町村に提出しなければならない受給者については、同じものを3枚作成してください。
また、税務署や市区町村に提出する必要のない受給者分については、受給者交付用として1枚だけ作成してください。

4 記載例

平成16年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支 払 を 受ける者	住所又は居所	愛知県名古屋市中区三の丸3-3-2					
	平成16年1月1日 の住 所	同 上					
	フ リ ガ ナ 氏 名	(役職名) 専務 国 稅 二 郎					
区 分		支払金額	源泉徴収税額	特 別 徴 収 税 額			
		千 円	千 円	千 円	千 円		
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分		10,000,000	100,000	26,800	17,900		
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分							
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分							
退職所得控除額	勤 続 年 数	就 職 年 月 日		退 職 年 月 日			
800 万円	20 年	昭和60年4月1日		平成16年12月19日			
(摘要)							
支 払 者	住 所 (居 所) 又は 所 在 地	名古屋市東区主税町3-18					
	氏名又は名称	○○商事 株式会社		(電話) 052-XXXX-XXXX			

(注)

1 この記載例は、他から退職手当等の支払を受けていない旨の記載がある「退職所得の受給に関する申告書」を提出している者の例です。

2 この「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の記載に当たっては、「平成16年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」の裏面の「退職所得の税額計算」欄などを基にして必要な事項を転記します。

第3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調査

1 提出しなければならない者

平成16年中に所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金(以下、「報酬、料金等」といいます。)を支払った者です。

【報酬、料金、契約金及び賞金の支払調査の提出範囲】

区分	提出範囲
(1) 外交員、集金人、電力量計の検針人及びプロボクサーの報酬、料金	同一人に対する平成16年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの
(2) バー、キャバレー等のホステス、バンケットホステス、コンパニオン等の報酬、料金	
(3) 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	同一人に対する平成16年中の支払金額の合計が50万円を超えるものただし、国立病院、公立病院、その他の公共法人等に支払うものは提出する必要はありません。
(4) 広告宣伝のための賞金	同一人に対する平成16年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの
(5) 馬主が受ける競馬の賞金	平成16年中の1回の支払賞金額が75万円を超えるものの支払を受けた者に係るその年中のすべての支払金額
(6) プロ野球の選手などが受ける報酬及び契約金	同一人に対する平成16年中の支払金額の合計が5万円を超えるもの
(7) (1)から(6)以外の報酬、料金等	

2 各欄の記載要領

記入欄名	記載すべき事項
(1) 支払を受ける者	「住所(居所)又は所在地」欄には、支払調書を作成する日の現況における受給者の住所(居所)又は所在地を確認して記載してください。
(2) 区分	報酬、料金等の名称を、例えば、原稿料、印税、さし絵料、翻訳料、脚本料、作曲料、講演料、教授料、著作権や工業所有権の使用料、放送謝金、映画・演劇の出演料、弁護士報酬、税理士報酬、社会保険労務士報酬、外交員報酬、ホステス等の報酬、契約金、広告宣伝のための賞金、競馬の賞金、診療報酬のように記載してください。 なお、印税については、「書下ろし初版印税」と「その他の印税」との区分を記載してください。
(3) 細目	次の区分により記載してください。 ①印税……………書籍名 ②原稿料、さし絵料……………支払回数 ③放送謝金、映画・演劇の俳優等の出演料……………出演した映画、演劇の題名等 ④弁護士等の報酬、料金……………関与した事件名等 ⑤広告宣伝のための賞金……………賞金の名称等 ⑥教授料……………講義名等
(4) 支払金額	平成16年中に支払の確定したものを記載してください。 この場合、控除額以下であるなどのため源泉徴収されなかつた報酬、料金等や未払の報酬、料金等についても記載漏れのないように注意してください。 なお、支払調書の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払額を内書してください。
(5) 源泉徴収税額	平成16年中に源泉徴収すべき税額を記載してください。 この場合、支払調書の作成日現在で未払のものがあるため源泉徴収すべき税額を徴収していないときは、その未徴収税額を内書してください。 なお、災害により被害を受けたため、報酬、料金等に対する源泉所得税の徴収の猶予を受けた税額があるときは、その税額を含めないで記載してください。
(6) (摘要)	①診療報酬のうち、家族診療分については【家族】の表示とその金額 ②災害により被害を受けたため、報酬、料金等に対する源泉所得税の徴収の猶予を受けた税額がある場合には、⑧の表示と猶予税額 ③広告宣伝のための賞金が金銭以外のものである場合、その旨とその種類等の明細 ④支払を受ける者が「源泉徴収の免除証明書」を提出した者である場合、その他法律上源泉徴収を要しない者である場合には、その旨
(7) 支払者	報酬、料金等を支払った者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称及び電話番号を記載してください。

3 その他の注意事項

- (1) ①法人（人格のない社団等を含みます。）に支払われる報酬、料金等で源泉徴収の対象とならないもの、②支払金額が源泉徴収の限度額以下であるため源泉徴収をしていない報酬、料金等についても、提出範囲に該当するものはこの支払調書を提出することになりますからご注意ください。
- (2) 税務署へ提出するこの支払調書は、通常の受給者のものについては1枚ですが、日本と情報交換の規定を有する租税条約を締結している各国（4ページ【表1】参照）に住所(居所)がある者の支払調書については、同じものを2枚提出してください。
- (3) 支払調書の作成日現在で未払のものがある場合には、源泉徴収税額を見積りによって記載します。
なお、その後現実に徴収した所得税の額が当該見積税額と異なることとなったときは、当初提出した支払調書と同一内容のものを作成し、右上部の欄外に赤書きで「無効分」と表示したうえ、正当税額を記載した支払調書の右上部の欄外に赤書きで「訂正分」と表示したものと併せて提出してください。
- (4) 消費税等の取扱いについては、1ページ「法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記載方法」を参照してください。

4 記載例

平成16年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支 払 を 受 け る 者	住 所(居 所) 又は所在 地	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1			
	氏名又は名称	国 税 三 郎			
区 分		細 目	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
外交員報酬		内 2 250 654 000	手 000	内 13 121 400	円 000
(摘要)					
支 払 者	住 所(居 所) 又は所在 地	川口市西川口4-6-18			
	氏名又は名称	株式会社 ○○販売	(電話)048-XXX-XXXX		

(注)

この記載例は、外交員報酬を次のように支払っている場合の例です。

1 1月から12月までの報酬の支払総額2,654,000円(給与等の支払金額なし)

2 1のうち、支払調書作成日現在において未払のものの合計金額250,000円

第4 不動産の使用料等の支払調書

1 提出しなければならない者

平成16年中に不動産、不動産の上に存する権利、船舶(総トン数20トン以上のものに限ります。)、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価(以下、これらの対価を「不動産の使用料等」といいます。)を支払った法人(国、都道府県等の公法人を含みます。)と不動産業者である個人です。

ただし、不動産業者である個人のうち、建物の賃貸借の代理や仲介を主な事業目的とする者は提出義務がありません。また、法人に支払われる不動産の使用料等のうち、権利金、更新料等のみを提出してください。

(注) 権利金、更新料等の種類については、次の3(1)を参照してください。

【不動産の使用料等の支払調書の提出範囲】

同一人に対する平成16年中の支払金額の合計が15万円を超えるもの

2 各欄の記載要領

記入欄名	記載すべき事項
(1) 支払を受ける者	支払調書を作成する日の現況における不動産の所有者又は転貸人の住所(居所)、本店又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称を確認して記載し、単に屋号のみを記入することができないようにしてください。
(2) 区分	支払の内容等に応じ、地代、家賃、権利金、更新料、承諾料、名義書換料、船舶の使用料のように記載してください。
(3) 物件の所在地	その地代、家賃等の支払の基礎となった物件の所在地を記載してください。この場合、船舶又は航空機については、船籍又は航空機の登録をした機関の所在地を記載してください。
(4) 細目	土地の地目(宅地、田畠、山林等)、建物の構造、用途等を記載してください。
(5) 計算の基礎	平成16年中の賃借期間、単位当たり賃借料、戸数、面積等を記載してください。
(6) 支払金額	平成16年中に支払の確定した金額(未払の金額を含む)を「区分」欄の支払内容ごとに記載してください。
(7) (摘要)	① 不動産の使用料等が地上権、賃借権、その他土地の上に存する権利の設定による対価である場合は、その設定した権利の存続期間 ② 不動産等の借受けについてあっせん手数料を支払っている場合、「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」の作成、提出を省略する場合には、「あっせんをした者」欄にあっせんをした者の住所(居所)、本店又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称やあっせん手数料の「支払確定年月日」、「支払金額」
(8) 支払者	不動産の使用料等を支払った者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称及び電話番号を記載してください。